

平成24年6月29日
第2398号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 精神障害者入院費用徴収規則の一部を改正する規則（30・障害福祉課）…………… 1
- 告 示
- 自衛官の募集期間（339・総務課）…………… 2
- 自衛官採用試験の試験期日等（340・総務課）…………… 2
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（341・福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による医療機関の指定（342・福祉政策課）…………… 3
- 生活保護法による施術者の指定（343・福祉政策課）…………… 3
- 県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況の公表（344・環境整備課）…………… 3
- 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限のための公聴会（345・自然保護課）…………… 4
- 地籍調査に関する事業計画（346・農山村振興課）…………… 4
- 秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（347・水産漁港課）…………… 5
- 公共測量実施の通知（348・建設政策課）…………… 7
- 建設業の許可の取消し（349・北秋田地域振興局総務企画部）…………… 7
- 建設業の許可の取消し（350・秋田地域振興局総務企画部）…………… 7
- 道路の供用開始（351・秋田地域振興局建設部）…………… 8
- 建設業の許可の取消し（352・仙北地域振興局総務企画部）…………… 8
- 道路区域の変更及び供用開始（353、354・仙北地域振興局建設部）…………… 8
- 公 告
- 県営土地改良事業工事の完了（鹿角地域振興局農林部）…………… 9
- 県営土地改良事業工事の完了（秋田地域振興局農林部）2件…………… 9
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（雄勝地域振興局農林部）…………… 9

規 則

精神障害者入院費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月二十九日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十号

精神障害者入院費用徴収規則の一部を改正する規則

精神障害者入院費用徴収規則（昭和五十七年秋田県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「被保護者」の下に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の規定による支援給付を受けている者」を加える。

第四条第一項中「様式第一号による通知書により、」を「その額を」に改め、同条第二項後段を削る。

第六条第二項中「様式第三号」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式」に、「添付して、」を「添えて、これを」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 申請者の氏名及び住所
- 二 申請者が精神障害者の扶養義務者であるときは、当該精神障害者との続柄
- 三 精神障害者の氏名
- 四 納入すべき額及び期間
- 五 減免を受けようとする額及び期間
- 六 減免を必要とする理由

別表中「一、五〇〇、〇〇〇円」を「一、四七〇、〇〇〇円」に改める。

様式第一号から様式第三号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第339号

平成24年度自衛官候補生の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、告示する。

平成24年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

募集期間

平成24年7月1日から同年9月7日まで

秋田県告示第340号

平成24年度自衛官候補生の採用試験の試験期日及び試験場を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、告示する。

平成24年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

試験期日	試 験 場		募 集 地 域
	名 称	位 置	
受付時に指定 する日	陸上自衛隊秋田駐屯地	秋田市寺内字將軍野1番地	秋田県全地域
	大館市中央公民館	大館市字桜町南45番1号	大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡 北秋田郡
	能代市中央公民館	能代市追分町4番26号	能代市 山本郡
	学校法人ノースアジア大学	秋田市下北手字守沢46番1号	秋田市 男鹿市 潟上市 南秋田郡
	由利本荘市市民交流学習センター	由利本荘市上大野16番	由利本荘市 にかほ市
	大仙市大曲交流センター	大仙市大曲日の出町二丁目7番53号	大仙市 仙北市 仙北郡
	横手市交流センターわいわいぶらざ	横手市駅前町1番21号	横手市 湯沢市 雄勝郡

秋田県告示第341号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
さとうハートクリニック	佐藤 伸逸	由利本荘市石脇字田尻野6番53	平成24年4月30日
赤玉薬局	赤玉薬品株式会社	能代市中和一丁目6番4号	平成24年3月31日
赤玉薬局駅前店	赤玉薬品株式会社	能代市元町7番17号	平成24年3月31日
赤玉薬局落合店	赤玉薬品株式会社	能代市落合字上悪土166地内	平成24年3月31日
赤玉薬局川反町店	赤玉薬品株式会社	能代市川反町1-25	平成24年3月31日
会営休日夜間薬局	社団法人大館北秋薬剤師会	大館市幸町2番22号MBM1階	平成24年5月31日
ひらつか薬局	平塚 晃	男鹿市船越字船越307	平成24年5月31日

秋田県告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
医療法人さとうハートクリニック	医療法人さとうハートクリニック	由利本荘市石脇字田尻野6番53	内科、循環器内科	平成24年5月1日
まるさん薬局	有限会社マルサン	由利本荘市矢島町七日町字下山寺105-1	調剤薬局	平成24年4月1日
赤玉薬局中和本店	株式会社アイセイ薬局	能代市中和一丁目6番4号	調剤薬局	平成24年4月1日
赤玉薬局駅前店	株式会社アイセイ薬局	能代市元町7番17号	調剤薬局	平成24年4月1日
赤玉薬局落合店	株式会社アイセイ薬局	能代市落合字上悪土166地内	調剤薬局	平成24年4月1日
赤玉薬局川反町店	株式会社アイセイ薬局	能代市川反町1-25	調剤薬局	平成24年4月1日
ひらつか薬局	味戸 利佳子	男鹿市船越字船越307	調剤薬局	平成24年6月1日

秋田県告示第343号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
小野寺 拓也	湯沢市字両神113-5	小野寺整骨院	湯沢市清水町五丁目1-10	柔道整復	平成24年5月17日
森塚 昭雄	能代市景林町12-7	森昭指圧院	能代市景林町12-7	あん摩マッサージ指圧	平成24年5月18日

秋田県告示第344号

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年秋田県条例第75号）第10条の規定により、平成23年における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を次のとおり公表する。

平成24年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 県外産業廃棄物の搬入に係る協議件数
463件（うち、内容の変更を伴う協議件数 62件）
- 2 県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数
463件
- 3 県外産業廃棄物の搬入状況の報告件数
463件
- 4 県外産業廃棄物の搬入量の概要

県外産業廃棄物の種類	搬 入 量 (ト ン)			
	最終処分	中間処理	再生利用	合 計
燃え殻	411	563	-	973
汚泥	8,904	18,314	922	28,139
廃油	-	22,251	194	22,445
廃酸	-	8,589	-	8,589
廃アルカリ	-	11,852	-	11,852
廃プラスチック類	-	54,369	118	54,487
木くず	-	195	-	195
動植物性残さ	-	161	-	161
金属くず	-	23	1	23
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	375	1,442	1,273	3,090
鉱さい	-	2,978	-	2,978
がれき類	-	20	-	20
ばいじん	24	5,678	-	5,702
混合物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を含む。）	4,803	43,078	75	47,957
感染性廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずを含む。）	-	345	-	345
合 計	14,517	169,858	2,583	186,957

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

(注) 「-」は、値がゼロであることを示している。

5 環境保全協力金の納入額

39,467,100円

6 環境保全協力金の使途

産業廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）と適正処理を推進するための事業の実施に要する経費の一部に充てた。

秋田県告示第345号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第6項において準用する同法第7条第5項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和54年秋田県規則第24号）第2条第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 日時 平成24年7月26日午前10時30分

2 場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎 5階 第5会議室

3 案件 キジ及びヤマドリ捕獲禁止期間の設定について

4 公聴会開催に関する問い合わせ先

秋田県生活環境部自然保護課

秋田県告示第346号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり平成24年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1(1) 調査を行う者の名称

湯沢市

(2) 調査地域

湯沢市秋ノ宮字水無ほか4字

(3) 調査期間

平成24年4月1日から平成25年3月29日まで

2(1) 調査を行う者の名称

八峰町

(2) 調査地域

八峰町八森字籠田ほか4字

(3) 調査期間

平成24年4月1日から平成25年3月29日まで

秋田県告示第347号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、次のとおり秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を平成24年6月19日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき、公表する。

平成24年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、昭和20年代後半から50年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和50年に34千トン、生産額では昭和52年に140億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、近年は減少傾向に歯止めがかかってはいるものの、依然として低迷状況が続いている。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業となっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。

(2) 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が大多数を占めることから多産少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。

一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においてはその多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年ではハタハタに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるため、第一種及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等のより詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データ及び知見の蓄積を図るために、県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量は、次のとおりである。なお、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については「若干」とされており、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については数量を明示されていない。

(1) 平成23年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

ア すけとうだら

平成23年4月から平成24年3月まで 若干

イ まあじ

平成23年1月から12月まで 若干

ウ ずわいがに

平成23年7月から平成24年6月まで 27トン

(2) 平成24年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

ア すけとうだら

平成24年4月から平成25年3月まで 若干

イ まあじ

平成24年1月から12月まで 若干

ウ まさば及びごまさば

平成24年7月から平成25年6月まで 若干

エ ずわいがに

平成24年7月から平成25年6月まで 30トン

3 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) すけとうだら

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

(2) まあじ

小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

(3) まさば及びごまさば

小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

(4) ずわいがに

小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）とかご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理に努めるものとする。

4 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

平成24年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定 海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業 (うち手繰第一種漁業)	秋田県地先水面	平成24年9月1日から 平成24年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面（ただし、第 二種共同漁業権水域を除く）	平成24年2月1日から 平成24年3月31日まで	3,099

5 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成24年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定 海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
	小型機船底びき網漁業	秋田県地先水面	平成24年9月1日から	

まがれい	(うち手繰第一種漁業)		平成24年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面(ただし、第二種共同漁業権水域を除く)	平成24年2月1日から平成24年3月31日まで	3,099

6 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まがれい

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」及び「秋田県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を本県として実施する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

さらに、小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)及びかれい固定式刺し網漁業(第二種共同漁業権水域を除く)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるように努めるものとする。

7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

秋田県告示第348号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり大館市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 作業の種類

公共測量(街区基準点等の検証測量)

2 作業を行う地域

大館市

3 作業を行う期間

平成24年7月1日から同年8月31日まで

秋田県告示第349号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成24年6月8日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社吉田建築

北秋田市米内沢字出向14番地の4

代表取締役 吉 田 實

秋田県知事許可(般-23)第11816号

3 処分の内容

大工工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成24年6月8日付けで大工工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第350号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年6月20日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社トクミツ建築企画
秋田市八橋本町六丁目11番14号
代表取締役 徳 光 富 久
秋田県知事許可(般・特-19)第10612号
- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業及び建具工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年6月19日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業及び建具工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第351号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田岩見船岡線	秋田市旭北錦町383番6から386番1まで

- 2 供用開始の期日 平成24年6月29日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成24年6月29日から同年7月12日まで

秋田県告示第352号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年6月11日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社ワイズレック
大仙市大曲黒瀬町1番15-3号
代表取締役 梶 原 守 人
秋田県知事許可(般-19)第60274号
- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年6月11日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第353号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成24年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	田沢湖西 木線	仙北市田沢湖田沢字湯前85番1から75番1まで	8.40~10.80	0.135
	新	田沢湖西 木線	〃	10.50~12.40	0.135

2 供用開始の期日 平成24年6月29日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成24年6月29日から同年7月12日まで

秋田県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成24年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	川西六郷 線	大仙市藤木字街道下13番5から字乙一本木229番 まで	6.10~8.30	0.302
	新	川西六郷 線	〃	7.00~12.60	0.302

2 供用開始の期日 平成24年6月29日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成24年6月29日から同年7月12日まで

公 告

県営土地改良事業（草木地区経営体育成基盤整備事業（面的集積型））につき、その工事を平成23年4月28日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

県営土地改良事業（赤平地区農地集積加速化基盤整備事業）につき、その工事を平成24年3月28日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

県営土地改良事業（左手子地区農地集積加速化基盤整備事業）につき、その工事を平成24年3月30日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、羽後町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

雄勝郡羽後町林崎字林崎40番地	柴 田 均
〃 〃 床舞字中村99番地	池 田 茂 男
〃 〃 下仙道字風平76番地 3	藤 原 一 衛
〃 〃 西馬音内堀回字元城178番地 1	長谷山 重 吉
〃 〃 大戸字大戸25番地	藤 原 重 栄
〃 〃 大久保字家妻17番地 1	篠 木 清 作
〃 〃 足田字土館103番地	渡 邊 武 吉
〃 〃 新町字町尻 1 番地	藤 原 繁 朗
〃 〃 杉宮字田畑49番地 1	佐々木 孝 一
〃 〃 足田字安良町15番地	今 泉 久
〃 〃 田代字門前31番地	長谷山 徳 男
〃 〃 上到米字鴻屋58番地	小 坂 富 男
〃 〃 田代字黒沢42番地	長谷山 毅
〃 〃 嶋田新田字嶋田37番地	佐 藤 隆 敏
〃 〃 西馬音内字中町50番地	小 松 正 行
〃 〃 上仙道字松山246番地	三 浦 忠 司
横手市十文字町睦合字中福島27番地 3	菊 地 利 文

2 就任理事の住所及び氏名

雄勝郡羽後町林崎字林崎40番地	柴 田 均
〃 〃 田代字黒沢42番地	長谷山 毅
〃 〃 大戸字大戸25番地	藤 原 重 栄
横手市十文字町睦合字中福島23番地 1	山 本 敏 夫
雄勝郡羽後町上仙道字松山246番地	三 浦 忠 司
〃 〃 床舞字中村99番地	池 田 茂 男
〃 〃 上到米字蒲生63番地	柴 田 勝 元
〃 〃 大久保字家妻17番地 1	篠 木 清 作
〃 〃 足田字安良町15番地	今 泉 久
〃 〃 下仙道字風平76番地 3	藤 原 一 衛
〃 〃 西馬音内字中町50番地	小 松 正 行
〃 〃 嶋田新田字嶋田37番地	佐 藤 隆 敏
〃 〃 上到米字鴻屋58番地	小 坂 富 男
〃 〃 杉宮字田畑49番地 1	佐々木 孝 一
〃 〃 新町字町尻 1 番地	藤 原 繁 朗
〃 〃 足田字土館103番地	渡 邊 武 吉
〃 〃 西馬音内堀回字元城178番地 1	長谷山 重 吉

3 退任監事の住所及び氏名

雄勝郡羽後町軽井沢字下牛ノ沢165番地	柴 田 輝 男
〃 〃 西馬音内字向下川原123番地	丹 孝 一
〃 〃 郡山字下郡 5 番地	仙 道 吉 克

4 就任監事の住所及び氏名

雄勝郡羽後町軽井沢字下牛ノ沢165番地	柴 田 輝 男
〃 〃 西馬音内字向下川原123番地	丹 孝 一
〃 〃 郡山字下郡 5 番地	仙 道 吉 克